

各高齢者施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う関係通知等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたこと等に関連する通知等についてお知らせします。今後も関連通知の発出が見込まれますので、厚生労働省や県のホームページ等にもご留意ください。

記

【共通】

1. 感染症等発生時に係る保健所等への報告等について（別添）
2. 感染症法上の位置づけ変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
※6番目のブロック
3. 介護現場における感染対策（既存の手引等）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_isha/taisakumatome_13635.html

【入居施設向け】

1. 協力医療機関確保状況調査（別添）
《重要》まだ未回答の施設は5/12までに次のURLからご回答ください。
<https://logoform.jp/f/EgK7Q>
2. 施設での面会について
家族等との面会機会の減少による入所者の心身への影響が懸念されており、厚生労働省からは施設における面会の再開・推進を図ることが重要と示されています。各施設におかれては下記ページを参考いただき、感染対策を講じたうえで面会の実施についてご検討をお願いします。
(愛媛県高齢者施設面会モデルは2類感染症向けであるため、参考です。)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_isha/index_00014.html

【担当】

長寿介護課 介護事業者係
Tel : 089-912-2432
Mail : choujukaigo@pref.ehime.lg.jp